

墨田区成年後見制度における区長の審判請求手続等及び報酬費用助成に関する要綱

平成14年2月19日

13墨福厚第518号

(目的)

第1条 この要綱は、区長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2に規定する審判の請求(以下「審判請求」という。)を行う場合における手続等を定めるとともに、審判請求により、家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)に対する報酬に要する費用(以下「報酬費用」という。)を負担することが困難である者に対し、区が行う助成について定めることを目的とする。

(審判請求の考察事項)

第2条 区長は、審判請求に当たっては、審判の対象者(以下「本人」という。)に関し、次に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

- (1) 本人の判断能力の程度
- (2) 本人の配偶者及び2親等内の親族(以下「親族等」)の在否
- (3) 親族等による本人保護の可能性及び本人又は親族等が審判請求を行う見込み(親族等がない場合であっても、3親等又は4親等の親族の存在が明らかであるときは、その者に対し、本人保護の可能性及び審判請求の確認を行う。)
- (4) 区又は関係機関が行う各種施策の活用による本人に対する支援策の効果

(審判請求の手続)

第3条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第4条 区は、家事審判法(昭和22年法律第152号)第7条において準用する非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第26条の規定により、審判請求に係る費用(以下「審判請求費用」という。)を負担する。

(審判請求費用の求償)

第5条 審判請求費用に関し、本人又は関係人が負担すべき特別の事情があると判断した場合、区が負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す上申を家庭裁判所に対し行うものとする。

(報酬費用の助成対象者)

第6条 報酬費用の助成を受けることができる者は、区長の審判請求により成年後見人等の選任を受けた成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下「成年被後見人等」という。)であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護を受けている者及びこれに準ずる者

(2) その他成年後見人等に対する報酬を負担することが困難であると区長が認める者

(助成金額)

第7条 区長は、毎年度予算の範囲内において、家事審判法第9条第1項甲類第20号の規定により家庭裁判所が報酬付与の審判(以下「報酬付与審判」という。)において決定した成年後見人等に対する報酬の額を助成するものとする。ただしその額は、当該決定された期間の各月の初日において、当該成年被後見人等が施設に入所している場合にあっては月額18,000円を、在宅の場合にあっては月額28,000円を限度とする。

(助成金の申請)

第8条 報酬費用の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、成年後見人等の報酬に係る費用助成申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して区長に申請しなければならない。

(1) 当該成年被後見人の資産状況及び収入状況を明らかにする財産目録等

(2) その他区長が必要と認める書類

2 申請者が生活保護を受けている場合には、前項第1号に規定する書類の添付を省略することができる。

3 成年後見人等(保佐人及び補助人にあっては、本申請に係る代理権を付与された者に限る。)は、成年被後見人等に代わって第1項の規定による申請を行うことができる。

(助成の決定及び通知)

第9条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を成年後見人等の報酬に係る費用助成(交付決定・不交付決定)通知書(第2号様式)により、申請者に対して通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者(以下「受給者」という。)は、報酬付与審判により報酬費用が決定されたときは速やかに、成年後見人等の報酬に係る費用助成金請求書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添付して区長に申請しなければならない。

(1) 報酬付与審判書の写し

(2) 口座振込依頼書

(3) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第11条 区長は、前条の申請があったときは、助成金を交付する。

(助成金の使途)

第12条 受給者は、前条の規定により交付を受けた助成金を、成年後見人等に支払う報酬以外の目的に使用してはならない。

(報告義務)

第13条 受給者は、資産状況及び生活状況に変化があったとき(受給者が死亡した場合を除く。)又は第6条に規定する助成の要件に該当しなくなったときは、資産状況等変更報告書(第4号様式)により、速やかに区長に報告しなければならない。

2 受給者が死亡した場合にあっては、当該受給者の成年後見人等又は相続人は、資産状況等変更報告書により区長に報告するものとする。

(受給者死亡時の助成対象者の特例)

第14条 第8条に規定する申請を行う前に申請者が死亡した場合又は報酬付与審判が受給者の死亡後に行われた場合は、報酬付与審判により報酬を付与するとされた成年後見人等を助成対象者とする。

(助成の終了)

第15条 区長は、受給者の資産状況及び生活状況の変化等(受給者が死亡した場合を除く。)により助成の理由が消滅したと認めたときは、成年後見人等の報酬に係る費用助成終了通知書(第5号様式)を当該受給者に通知するものとする。

2 受給者が死亡した場合にあっては、区長は、前項の成年後見人等の報酬に係る費用助成終了通知書を当該受給者の成年後見人等又は相続人に通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 区長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるとき、又は助成金の目的外使用を行った者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第17条 助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、成年後見制度における審判請求手続等及び報酬費用の助成について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。